

令和 7 年 天草市農業委員会第 9 回総会議事録

令和 7 年 8 月 26 日天草市役所本庁 3 階第 3 会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（11 名）

1 番	山 下 和 弘 君	2 番	猪 原 真 滋 君
3 番	淀 川 洋 一 君	4 番	黒 川 紀 世 子 君
5 番	平 岡 敬 則 君	6 番	福 島 恵 美 君
7 番	光 崎 修 一 君	8 番	富 崎 ま す み 君
9 番	野 中 幸 廣 君	10 番	中 村 三 千 人 君
11 番	赤 崎 保 章 君		

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（2 名）

12 番	榎 田 和 壽 君	13 番	鳴 川 哲 広 君
------	-----------	------	-----------

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5 名）

事務局長	木 村 英 樹	局長補佐	松 本 馨
参 事	内 田 富 隆	書 記	宮 川 楓 大
書 記	池 上 翔		

開 会

日程第 1	議事録署名委員の指名について
日程第 2	議第 79 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 3	議第 80 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 4	議第 81 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 5	議第 82 号 農用地利用集積等促進計画(案)について
日程第 6	議第 83 号 非農地証明書交付申請について
日程第 7	議第 84 号 非農地判断について
日程第 8	報告事項について

閉会

開 会 14 時 00 分

○事務局（木村英樹君） ただいまから令和 7 年天草市農業委員会第 9 回総会を開会致します。それでは山下会長からご挨拶をお願いします。

○議長（山下和弘君） 皆さんこんにちは。先日の豪雨災害で被災された皆様方には心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧を願っております。これからも農家の方から様々な相談があると思います。情報が入り次第、農業委員も推進委員も協力をしていただけたらと思いますので、今後ともよろしくお願いします。また、コロナウイルスが少し流行しているようです。個人の判断でマスクを着用するなどの対応もよろしくお願いします。

○事務局（木村英樹君） 本日は、12 番の榎田委員、13 番の鳴川委員より欠席の届出が出ておりますが、総会は成立しておりますことをご報告致します。それでは、議事の進行は会長をお願い致します。

○議長（山下和弘君） これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） それでは、2 番猪原委員、3 番淀川委員を指名します。

○議長（山下和弘君） 日程第 2、議第 79 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より 1 番について説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 資料②の 1 ページをご覧ください。1 番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の田 185 m²を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 266 号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の 1 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には〇〇を栽培される計画です。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○8 番（富崎ますみ君） 8 番富崎です。先日、井上推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりであり、問題ないと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 2番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の畑1,404㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道牛深天草線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には〇〇を栽培される計画です。また、本日榎田委員が欠席のため、委員の意見を代読させていただきます。譲受人は〇〇から〇〇されて来ました。〇〇、〇〇はありませんが、〇〇から〇〇を受けられる環境にあるため、問題はないと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 3番について説明します。〇〇の譲受人は、〇〇の譲渡人より、〇〇の田3,008㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には〇〇を栽培される計画です。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○2番（猪原真滋君） 2番猪原です。8月19日に松本推進委員と現地確認を行いました。現在も既に畑として利用されておりますので、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（山下和弘君） 日程第 3、議第 80 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは、事務局より 1 番について説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 資料②の 2 ページをご覧ください。1 番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の畑 265 m²を〇〇に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。申請地は都市計画区域の用途地域内にある第 3 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図です。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、〇〇としての需要が見込まれるため、〇〇として整備し、利用する計画です。資料③の 2 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、申請以前から農地として利用していなかったため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○3 番（淀川洋一君） 3 番淀川です。先日、山下推進委員と現地確認を行いました。航空写真上では建物が建っていますが、現地の写真では更地にしてあり、現地を特定するのが困難でした。以前から〇〇として利用されており、今回〇〇を営んでいた方が〇〇し、土地を返還されて、更地になっています。始末書も出ていますので、何ら問題はないと思います。ご審議の方よろしくお願いします。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（山下和弘君） 日程第 5、議第 81 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは、事務局より 1 番について説明をお願い致します。

○事務局（内田富隆君） 資料②の 3 ページをご覧ください。1 番について説明します。転用者は〇〇の個人外 1 名で、〇〇の田 203.86 m²を売買により取得し、〇〇へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡下田線の南側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第 3 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在〇〇で、〇〇したいため、〇〇、〇〇、〇〇として整備し、利用する計画です。資料③の 3 ペー

ジをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。
以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3 番（淀川洋一君） 3 番淀川です。先日、山下推進委員と現地確認を行いました。申請地の地目は田であります。遊休農地のような状態です。申請地周辺も〇〇ですので、〇〇として利用されるのは適当だと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2 番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（内田富隆君） 2 番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の畑 247 ㎡を売買により取得し、〇〇へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第 3 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在〇〇で、〇〇したいため、〇〇、〇〇、〇〇として整備し、利用する計画です。資料③の 4 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3 番（淀川洋一君） 3 番淀川です。先日、山下推進委員と現地確認を行いました。申請地周辺はほとんどが〇〇でありますので、問題はないと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3 番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（内田富隆君） 3 番について説明します。転用者は〇〇の個人外 1 名で、〇〇の畑 240 ㎡を売買により取得し、〇〇へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地

は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第 3 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在〇〇で、〇〇したいため、〇〇、〇〇、〇〇として整備し、利用する計画です。資料③の 5 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3 番（淀川洋一君） 3 番淀川です。先日、山下推進委員と現地確認を行いました。先程の〇〇であり、〇〇が進んでいる所ですので、問題はないと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4 番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の 4 ページをご覧ください。4 番について説明します。転用者は〇〇の法人で、〇〇の田と畑 1,060 m²を売買により取得し、〇〇へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。全部で 2 つあります。1 つ目です。2 つ目です。土地利用計画の内容は、〇〇としての需要が見込まれるため、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇として整備し、利用する計画です。資料③の 6 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（山下和弘君） 1 番山下です。8 月 23 日に堤内推進委員と現地確認を行いました。譲渡人は、〇〇する意向があり、〇〇も〇〇をされています。申請地周辺には〇〇はありませんが、申請地は〇〇の土地であり、近年は〇〇状況ですので、問題はないと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、5番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 5番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の田 181 m² を売買により取得し、〇〇に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道牛深天草線の東側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在〇〇なため、〇〇、〇〇として整備し、利用する計画です。資料③の7ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に一部転用済みのため、譲渡人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に、申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○8番（富崎ますみ君） 8番富崎です。先日浦上推進委員と現地を確認しました。地目は田となっていますが、既に〇〇あり、浦上推進委員からは以前からこのような状態になっていたとのこと。周りは〇〇なので特に問題はないと思います。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

○10番（中村三千人君） 始末書を拝見すると、売却できたから5条許可の申請をするようになっています。申請する前に〇〇したため始末書が提出されています。このような場合、許可するに当たり一度農地へ戻していただく必要があるのではないのでしょうか。今回の案件だけではありませんが、安易に始末書で済まされるよう案件ではないと思います。同様の案件が積み重なってきており、このような始末書の提出が続いています。どこかの時点で始末書が出ないような対策を考えないといけないと思います。

○議長（山下和弘君） 手続きの順番としては、この場所の地目は田であったので、このような場合、まずは田から畑への形状変更届を行うことになるのでしょうか。

○事務局（木村英樹君） 田から畑にする場合は所有者から形状変更届出を提出していただき、その後4条や5条の申請をしていただく必要があります。今回の場合は、すでに田の形状を成しておらず、〇〇してあるため始末書の提出があっています。この件に限らず、始末書の提出があった案件にどのような対応が良いのか、委員会で検討すべきと思われます。事務局から指導を行えますが、始末書は違法状態を是正するための手段でもあるので、悪質な転用なのか農地法を知らなかったことによるものかは判断が付きにくいので、始末書案件については十分調査時間を設けるなど、委員会としての一定のルール作りが必要かと思いま

す。

○議長（山下和弘君） 委員になった当初、似た案件で形状変更届の後に5条申請をしていたことがありますが。今回の案件が悪質かそうでないかの判断は難しいので、十分審査時間を設けるような事を考えてもいいですが、委員の皆さんはどのように考えますか。

○9番（野中幸廣君） この航空写真を見ると〇〇年〇〇月に分筆をしてあります。周囲の土地の形状を見ると今回の対象と同様に〇〇ように見受けられます。残地で同様に転用の申請があった場合は、始末書には二度とこのようなことがないようにと記載されているので、今後、再度始末書が出るようであれば農地への回復を求めるように指導をしてもいいと思います。

○8番（富崎ますみ君） 周囲も同じ状況なので、申請地だけ始末書には疑問に思います。

○3番（淀川洋一君） 申請段階なので碎石等は取り除いて耕作できる農地の状態に戻して売買するのが基本だと思います。周囲の状況を見ると埋めてあるように見受けられ、そこだけ分筆して農地転用申請してあるので悪質性も感じられます。今後さらに残地を分筆し転用する際に再度始末書の提出があるようであれば問題だと思います。

○10番（中村三千人君） 分筆した残地には〇〇ありますか。

○事務局（宮川楓大君） 既に〇〇あり、〇〇より一段高くなっています。

○9番（野中幸廣君） 周辺も〇〇で、埋め立ててありませんか。

○事務局（池上翔君） 周辺も〇〇で、同様の形状になっています。

○11番（赤崎保章君） 分筆してあるなら同じ所有者の土地がもう一つあり、農地を埋め立ててあれば〇〇になり、税金は高くなると思います。〇〇と〇〇は税金が異なるので不平等が起きないように注意しなければならないと思います。

○2番（猪原真滋君） 形状変更をして申請をしてもらった方がいいのでしょうか。

○事務局（松本馨君） 表土を入れて地目どおりに戻していただくことが適切な手続きとなります。

○11番（赤崎保章君） それか、現況どおりの〇〇に地目変更の手続きはしてもらえないのでしょうか。

○事務局（松本馨君） 〇〇にする目的がなければ転用はできません。

○2番（猪原真滋君） 税金的にはどうなりますか。

○事務局（松本馨君） 税金は現況で課税するので、〇〇で課税されていると思います。

○2番（猪原真滋君） まずは形状変更する手続きがいいと思います。

○事務局（松本馨君） この土地は〇〇年〇〇月以前から埋め立てられ、〇〇を建てられる状況になっていたと推測されます。

○11番（赤崎保章君） 課税の方も〇〇の位置付けになっていれば、どちらかにするかの話

なので申請地については田に戻してもらおうかだと思います。

○事務局（松本馨君）　今回は分筆してある分については申請処理を行い、残地については適切な農地利用について指導をする方法も考えられます。

○議長（山下和弘君）　この件については、再度審議をすることとし、事務局から指導をしていただくようお願いし、まず形状変更の申請を行うよう適切な指導を事務局をお願いしたいが、〇〇して農地に戻すのも費用が掛かると思います。

○9 番（野中幸廣君）　〇〇月〇〇日着工となっており、〇〇の〇〇もしてあると思われる。

○11 番（赤崎保章君）　現状に合わせて〇〇に地目変更するような指導ができないのでしょうか。

○議長（山下和弘君）　形状変更の届出か、4 条で〇〇に地目変更する申請をしてもらった方がいいでしょうか。

○事務局（松本馨君）　申請内容では、〇〇になっています。

○2 番（猪原真滋君）　残りの土地につて適正な管理をするように指導したらどうでしょうか。

○事務局（松本馨君）　今回の申請内容については着工までに〇〇、申請地については審議を行い、分筆した残地及び周辺の隣接した所有地については農地としての適正な管理をするよう指導するようにしたいと思います。

○議長（山下和弘君）　今回の案件については、残地及び周辺の隣接した土地について農地として適正な管理をするように、事務局から指導をすることで許可することとしたいですが、ご異議ありませんか。

○3 番（淀川洋一君）　次の転用申請の際も始末書がでてきそうな感じがします。次に売却されるとき始末書が無ければいいのですが。

○8 番（富崎ますみ君）　浦上推進委員との話では、この土地は以前から〇〇であり、農地として利用できるか分かりません。

○3 番（淀川洋一君）　〇〇にすればいいと思います。

○議長（山下和弘君）　今回の申請地の周りの土地も〇〇は〇〇ですか。碎石を入れてあるように見受けられます。また、分筆の残地は木が生えているが雑木ですか。

○3 番（淀川洋一君）　柿の木やみかんもあるようなので、見方によっては農地ともとれます。

○事務局（松本馨君）　委員会としては、分筆の残地や周辺の隣接した土地について農地として適正管理を指導する事しかできませんので、許可の際に適正利用を条件付けるかどうか検討いただきたいです。

○議長（山下和弘君）今回は適正管理をするように事務局から指導をするようにお願いします。それでは、本件は事務局から指導をすることとし、許可してよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、6番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 6番について説明します。転用者は〇〇の個人で、〇〇の畑 101 m² を売買により取得し、駐車場に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道牛深天草線の南側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、〇〇しているため、〇〇として整備し、利用する計画です。資料③の 8 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。また、本日榎田委員が欠席のため、委員の意見を代読させていただきます。申請地周辺は従来から〇〇であり、申請地は〇〇された〇〇です。申請地を〇〇に転用しても周囲に影響はないと考えられるので、問題はないと思います。以上です。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、7番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 7番について説明します。転用者は〇〇の法人で、〇〇の畑 661 m² を売買により取得し、〇〇に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、申請者が〇〇したいため、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇として整備し、利用する計画です。資料③の 9 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（山下和弘君） 次に、申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○7 番（光崎修一君） 7 番光崎です。8 月 21 日に事務局の松本局長補佐と現地確認を行いました。申請地は〇〇した農地で、これまで〇〇を栽培されていました。非常に管理の行き届

いた園地でもったいないと思いました。周辺は〇〇もなく、今回必要最小限分筆して〇〇に転用されることについて特段問題はないと思います。ご審議の方よろしくをお願いします。

○議長（山下和弘君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（山下和弘君） 日程第 6、議第 82 号、農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題とします。それでは事務局より一括で説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 農用地利用集積等促進計画(案)について説明いたします。資料②の 5 ページから 19 ページをご覧ください。利用権の新規設定の計画が 26 件、再設定が 0 件、更新の計画が 5 件、再配分の計画が 0 件、利用権移転の計画が 0 件、所有権の移転が 0 件、合計 31 件で、筆数 61 筆、総面積が 87,940 ㎡となっております。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人、又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の 10 ページの審査資料の「農地中間管理事業の推進に関する法律(平成 25 年法律第 101 号)第 18 条第 2 項の要件」を全て満たしております。以上です。

○議長（山下和弘君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長（山下和弘君） 日程第 7、議第 83 号、非農地証明書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 非農地証明書交付申請件数は、本渡地域が 2 件、五和地域が 2 件の計 4 件です。筆数は全体 11 筆、面積は 3,615 ㎡となっております。資料③の 11 ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らし、事務局で現地確認を実施し、判断した現況を参考までに資料②の 20 ページの現況欄に表示しております。それでは、スクリーンをご覧ください。1 番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が 2 番から 7 番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写

真になります。全部で3枚あります。1枚目です。2枚目です。3枚目です。次が8番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が9番から11番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。次が現地の写真になります。全部で2枚あります。1枚目です。2枚目です。以上です。

○議長（山下和弘君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして再度確認致します。1番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（山下和弘君） 2番から7番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（山下和弘君） 8番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（山下和弘君） 9番から11番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（山下和弘君） 日程第8、議第84号、非農地判断についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 議第84号 非農地判断について、ご説明いたします。この議題は、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について、農水省経営局長、同省農村振興局長通知により、再生利用が困難であると判断した農地について、農地に該当しない旨の判断をお願いするものであります。利用状況調査の結果をもとに、「荒廃農

地B分類」と判定された農地について、非農地判断を行うものでございます。今回、非農地判断をお願いする農地は、〇〇の農地 228 筆で、面積が 250,254 m²でございます。これらの農地は、去る令和 7 年 6 月 12 日に農業委員の富崎委員と最適化推進委員の浦上委員、事務局職員の岩本・内田の計 4 名で現地確認を行い、「山林の様相を呈しており、農地への復元が困難な農地である」「周囲の状況から、継続して耕作することが困難な農地である」ことを確認いたしております。非農地判断が得られれば、その後の事務としましては農地台帳整備を行うとともに、所有者の方へ非農地通知書を発出し、法務局にて地目変更登記を行っていただくよう要請します。このほか、法務局や市の課税課へも非農地判断した旨の情報提供を行う予定でございます。以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（山下和弘君） ただいま説明がありましたが、ご意見はありませんか。

○9 番（野中幸廣君） 地主が非農地判断の通知によって地目変更登記を行わなかったことによって、税金に違いはあるのでしょうか。

○事務局（木村英樹君） 税金は現況で判断をしますので、違いはありません。農業委員会の方から非農地判断を行った事を市の固定資産税係や法務局に通知し、所有者の方にも同時に通知をします。通常であれば、農地から農地以外の地目に変更する場合は、農業委員会の許可が必要ですが、非農地判断の通知があれば法務局に地目変更登記を行うことができ、地目が山林などの農地以外に変更することができます。

○9 番（野中幸廣君） 通知を受けた所有者の方が地目変更登記を行わなくても問題はないのでしょうか。

○事務局（木村英樹君） 登記地目と現況地目が一致しないという問題があります。地目変更登記自体にほとんど費用はかからないとは思いますが、個人では登記を行うことが困難であったり、第三者に依頼すると費用がかかるので、地目変更登記を強く求めているというのが現状です。

○9 番（野中幸廣君） 将来的に、地目変更登記を行わなかったからといって問題は発生しませんか。

○事務局（木村英樹君） 例えば、相続の時に、登記地目と現況地目が違うので地目変更をする場合は、非農地判断を行った証明を再度発行します。必要な時に必要な書類は発行しますので、今のところは地目変更登記をしなかったからといって、罰則があるというわけではないです。

○9 番（野中幸廣君） できたらしておいた方がいいというのですか。

○事務局（木村英樹君） はい、そうです。地目変更登記のご案内はしますが、それ以上のことはなかなかできないというのが現状です。

○9 番（野中幸廣君） 所有者の方に通知が来ても、地目変更登記をしなくていいだろうとい

う人が多いと思います。

○事務局（木村英樹君） 他の都市部でも、強制力があるのかという問題は県の方に問い合わせがっておりますが、強制力はありません。今後、地目変更が必要な時には証明の発行ができます。

○議長（山下和弘君） 他に質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（山下和弘君） 意見がなければ本件につきまして、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（山下和弘君） ご異議がありませんので、提案された「非農地判断について」に記載された農地については、非農地に認定致します。

○議長（山下和弘君） 日程第 8、報告事項について事務局よりお願い致します。

○事務局（池上翔君） 資料②の 32 ページをご覧ください。農地利用・形状変更届はありませんでした。第 4 条、5 条の許可不要転用届は 1 件、畑を農業用通路として利用したいというものでした。以上です。

○議長（山下和弘君） これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。これをもちまして、令和 7 年天草市農業委員会第 9 回総会を閉会致します。

閉 会 15 時 20 分

天草市農業委員会総会会議規則第 17 条第 2 項の規定により署名する。

会 長 山下和弘

署名委員 清原真滋

署名委員 定川洋一